

枚方市規則第 20 号

枚方市土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市土地改良事業分担金等条例施行規則（昭和62年枚方市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の表7の項中「ため池防災事業」の次に「（防災重点農業用ため池に係るものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

11	用排水施設等整備事業	100分の25
----	------------	---------

附 則 [令和5年3月31日公布]

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市土地改良事業分担金等条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に額を定める分担金等（枚方市土地改良事業分担金等条例（昭和62年枚方市条例第9号）第6条第1項に規定する分担金等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に額を定める分担金等については、なお従前の例による。